

第16編 自然公園編

第16編 自然公園編

第1章 総 則

第1節 一般事項

1-1-1 適用

1. 本編は三重県が発注する自然公園工事その他これに類する工種について適用するものとする。
2. 本編に定めがない事項については第1編 共通編の規定によるものとするが、これによりがたい場合は、監督員と協議を行うものとする。

1-1-2 現地指導等

請負者は工事完成までに、維持管理方法、緊急時の処置対応等について総合的な資料を作成したうえで、工事に精通した技術者による説明・指導を実施するものとする。

第2節 適用すべき仕様書

1. 自然公園等工事については、環境省自然環境局自然環境整備課編集「自然公園等工事共通仕様書」を準拠するものとする。
2. 前項によりがたい場合は、別に定める特記仕様書によるものとする。
3. 三重県公共工事共通仕様書 第1編 共通編と整合しない事項は、監督員と協議を行うものとする。